

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

目次

一	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）	1
二	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）	3

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

（定義等）

第四条 この法律において「絶滅のおそれ」とは、野生動植物の種について、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと、その種の個体の数が著しく減少しつつあること、その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあること、その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることその他のその種の存続に支障を来す事情があることをいう。

2 この法律において「希少野生動植物種」とは、次項の国内希少野生動植物種、第四項の国際希少野生動植物種及び次条第一項の緊急指定種をいう。

3 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であつて、政令で定めるものをいう。

4 この法律において「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

5 この法律において「特定国内希少野生動植物種」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

- 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。
- 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

6 （略）

（希少野生動植物種保存基本方針）

第六条 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針（以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 （略）

三 希少野生動植物種の個体（卵及び種子であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。）及びその器官（譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、種を容易に識別することができるものであつて、政令で定めるものに限る。以下同じ。）並びにこれらの加工品（種を容易に識別することができるものであつて政令で定めるものに限る。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項

四

四〇六 （略）

三〇五 （略）

(輸出入の禁止)

第十五条 特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的とするものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

2 (略)

(個体等の登録)

第二十条 国際希少野生動植物種の個体等で商業的目的で繁殖させた個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品であることその他の要件で政令で定めるもの(以下この章において「登録要件」という。)に該当するもの(特定器官等を除く。)の正当な権原に基づく占有者は、その個体等について環境大臣の登録を受けることができる。

2 10 (略)

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）

（国内希少野生動植物種等）

第一条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の国内希少野生動植物種は、別表第一に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）とする。

- 2 法第四条第四項の国際希少野生動植物種は、別表第二に掲げる種とする。
- 3 法第四条第五項の特定国内希少野生動植物種は、別表第三に掲げる種とする。

（希少野生動植物種の卵及び種子）

第二条 法第六条第二項第三号の政令で定める卵及び種子は、次に掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 次に掲げる規定に掲げる種の卵
 - イ 別表第一の表一
 - ロ 別表第一の表二の第一の二から四まで並びに六のイの(4)の1の項、3の項及び4の項、(5)並びに(7)並びにハ
 - ハ 別表第二の表一
 - ニ 別表第二の表二の第一の二
- 三 別表第一の表二の第二の(2)、(4)の1の項、(6)、(8)、(12)、(13)、(17)及び(18)に掲げる種の種子

（希少野生動植物種の器官）

第二条の二 法第六条第二項第三号の政令で定める器官は、別表第四の科名の欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の器官の欄に定める器官とする。

（希少野生動植物種の加工品）

第二条の三 法第六条第二項第三号の政令で定める加工品は、次に掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 別表第四の科名の欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の加工品の欄に定める物品（これらの物品として製造する過程のものを含む。）

(個体等の輸出入の要件)

第三条 (略)

2 法第十五条第一項の政令で定める要件は、輸入については、輸入しようとする国内希少野生動植物種の個体等が、別表第一の表一に掲げる種の個体等であり、かつ、学術研究若しくは繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書（輸出国がその個体等の輸出を許可に係らしていない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、若しくは繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等（その個体の一部であつた器官又はその個体若しくはその個体の一部であつた器官を材料として製造された加工品をいう。以下同じ。）である旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書）が添付されていること又は同表の表二に掲げる種の個体等であることとする。

3 (略)

(個体等の登録の要件)

第四条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第二の表二に掲げる種の個体等であつて次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一 (略)

11 別表第二の表二の種名の欄に掲げる種の区分に応じ、それぞれ同表の適用日の欄に定める日前に、本邦内で取得され、又は本邦に輸入された個体（当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、器官（当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であること。

三 (略)

別表第一 国内希少野生動植物種（第一条、第二条、第三条関係）

表一

項	種名
第一 動物界	
一 鳥綱	
イ がんかも目	
(1) がんかも科	
	(略)
ホ わしたか目	

(1) わしたか科
(略)

表二

項	種	名
第一 動物界		
一 哺乳綱		
イ 食肉目		
	(略)	
ロ 翼手目		
	(略)	
ハ うさぎ目		
	(略)	
二 鳥綱		
	(略)	
三 爬虫綱		
イ とかげ蛭目		
(1) とかげもどき科		
	(略)	
ロ へび蛭目		
	(略)	
四 両生綱		
イ 有尾目		

(1) さんしょううお科	
(略)	
五 条 ^き 鱈 ^た 網	
イ こい目	
(1) どじょう科	
1	<i>Leptobotia curta</i> (アユモドキ)
(略)	
六 昆虫網	
イ 甲虫目	
(略)	
(3) かみきりむし科	
1	<i>Allotraeus boninensis</i> (オガサワラトビイロカミキリ)
2	<i>Chlorophorus boninensis</i> (オガサワラトラカミキリ)
3	<i>Chlorophorus kobayashii</i> (オガサワラキイロトラカミキリ)
4	<i>Merionoeda tosawai</i> (オガサワラモモブトコバネカミキリ)
5	<i>Pseudiphra bicolor bicolor</i> (フタモンアメイロカミキリ父島列島亜種)
6	<i>Xylotrechus ogasawarensis</i> (オガサワライカリモントラカミキリ)
(4) げんごろう科	
1	<i>Acilius kishii</i> (ヤシャゲンゴロウ)
2	<i>Cybister lewisianus</i> (マルコガタノゲンゴロウ)
3	<i>Cybister limbatus</i> (フチトリゲンゴロウ)
4	<i>Dytiscus sharpi</i> (シャープゲンゴロウモドキ)

(5) くわがたむし科	
1	<i>Neolucanus insulicola donan</i> (ヨナグニマルバネクワガタ)
(略)	
ハ ちょう目	
(1) しじみちょう科	
1	<i>Celastrina ogasawaraensis</i> (オガサワラシジミ)
2	<i>Shijimia moorei</i> (ゴイシツバメシジミ)
(2) たてはちょう科	
1	<i>Melitaea scotosia</i> (ヒョウモンモドキ)
ニ とんぼ目	
(略)	
第二 植物界	
(1) ちゃせんしだ科	
1	<i>Hymenasplenium cardiophyllum</i> (ヒメタニワタリ)
(2) きく科	
(略)	
(3) おしだ科	
(略)	
(4) つつじ科	
(略)	
(5) いわたばこ科	
(略)	

(6) しそ科	
(略)	
(7) ひかげのかずら科	
1	<i>Lycopodium salvinoides</i> (ヒメヨウラクヒバ)
(8) のぼたん科	
1	<i>Melastoma tetramerum</i> (ムニンノボタン)
(9) すいれん科	
(略)	
(10) らん科	
1	<i>Calanthe hattorii</i> (アサヒエビネ)
2	<i>Calanthe hoshii</i> (ホシツルラン)
3	<i>Cryptostylis taiwaniana</i> (タカオオオスズムシラン)
4	<i>Cyripedium guttatum</i> (チョウセンキバナアツモリソウ)
5	<i>Cyripedium macranthum</i> var. <i>hoteiatsumorianum</i> (ホテИАツモリ)
6	<i>Cyripedium macranthum</i> var. <i>rebunense</i> (レブンアツモリソウ)
7	<i>Cyripedium macranthum</i> var. <i>speciosum</i> (アツモリソウ)
8	<i>Dendrobium okinawense</i> (オキナワセッコク)
9	<i>Liparis elliptica</i> (コゴメキノエラン)
10	<i>Malaxis boninensis</i> (シマホザキラン)
11	<i>Platanthera sonoharai</i> (クニガミトンボソウ)
12	<i>Platanthera stenoglossa</i> ssp. <i>iriomotensis</i> (イリオモテトンボソウ)
13	<i>Vrydagzynea nuda</i> (ミソボシラン)

(11)	きじのおしだ科	
		(略)
(12)	こしょう科	
		(略)
(13)	とべら科	
		(略)
(14)	はなしのぶ科	
		(略)
(15)	さくらそう科	
		(略)
(16)	きんぼうげ科	
1	<i>Callianthemum insigne</i> var. <i>hondoense</i> (キタダケソウ)	
(17)	はいのき科	
		(略)
(18)	くまつづら科	
		(略)

別表第二 国際希少野生動植物種（第一条、第二条、第四条関係）

表一

項	種	名
第一	動物界	
一	鳥綱	
イ	がんかも目	

(1) がんかも科
(略)
チ わしたか目
(1) わしたか科
(略)

表二

項	種 名	適 用 日
第一 動物界		
	(略)	
二 鳥綱		
イ がんかも目		
(1) がんかも科		
	(略)	
へ わしたか目		
(1) わしたか科		
	(略)	

別表第三 特定国内希少野生動植物種（第一条関係）

項	種 名
第一 植物界	
(1) おしだ科	
	(略)

(2) らん科	
1	<i>Cypridium macranthum</i> var. <i>hoteiatsumorianum</i> (ホテиаツモリ)
2	<i>Cypridium macranthum</i> var. <i>rebunense</i> (レブンアツモリソウ)
3	<i>Cypridium macranthum</i> var. <i>speciosum</i> (アツモリソウ)
4	<i>Dendrobium okinawense</i> (オキナワセッコク)
(3) はなしのぶ科	
(略)	
(4) きんぼうげ科	
1	<i>Callianthemum insigne</i> var. <i>hondoense</i> (キタダケソウ)
(略)	

別表第四 器官及び加工品 (第二条の二、第二条の三関係)

項	科 名	器 官	加 工 品
第一 動物界			
(略)			
二 鳥綱			
(略)			
ニ わしたか目			
1	わしたか科	羽毛	羽毛製品
(略)			